

3 出店条件等

キッチンカー出店募集のお申し込みをもって、次の出店条件について全てご承諾、ご同意頂いたものとしてお取り扱いいたしますので、予めご了承ください。

(1) 出店条件

- ア 生産物賠償責任保険（PL 保険等）に加入していること。
- イ 食品衛生法に基づく営業許可、食品衛生責任者の資格を保有していること。
- ウ 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、保健所が定める適切な衛生管理、加工（調理等）及びアレルギーへの対処（材料の把握とアレルギー表示）を行える者が当日従事できること。
- エ キッチンカー出店者（法人の場合は代表者）、従事者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員
 - ② 暴力団関係者及びその繋がりとされるとされる事業者
（事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む）
 - ③ 過去に食品衛生法に基づく行政処分を受けた事業者
 - ④ 政治性、宗教性のある事業者
- オ 出店に係る権利を他人に譲渡（一部譲渡を含む）または委託しないこと。
- カ 暴力団に対し、利益を供与しないこと。
- キ 車両移動時以外はキッチンカーのエンジンを停止すること。
- ク 公序良俗に反する服装や、言動を行わないこと。
- ケ 来場者のニーズを調査するため、販売終了時に全体売上金額等を、水郷大江夏まつり大会の翌日12時まで、事務局商工会Eメールにて提出すること。ご提出いただけない場合は、次回以降の出店をご遠慮いただくことがありますので、予めご了承ください。
- コ 事務局商工会及び警察の指示に従うこと。
- サ 契約書（別紙）に同意すること。
- シ 虚偽申告、指示に従っていただけない場合等、事務局商工会は出店者へ出店許可の取消・撤去指示及び今後の水郷大江夏まつり大会の出店禁止等の措置を行うことがある。この措置に対し、異議申し立て、補填・賠償請求を行わないこと。

(2) 設備等について

- ア 火を使用するところは、各々に消火器を準備してください。
- イ 出店に必要な費用及び物品（発電機、調理用水および排水タンク等）は全て出店者が負担すること。事務局商工会から備品の貸し出しは行わない。
- ウ 会場近くに「仮設水場」を設置しますので、排水・ゴミ（自店の販売物が否かに関わらず）は適正に処分すること。
- エ ゴミ箱を設置し、販売終了後は清掃を実施すること。
- オ JR 左沢駅等の水道使用及び、洗剤や油を流す等の行為は行わないこと。
- カ 来場者がコードにつまづかないよう養生する等、安全対策を徹底すること。
- キ 路面保護のため、車外での調理等は行わないこと。
- ク 出店者はその責めに帰する理由により、道路、道路付帯施設、またはその他施設を損傷させた時は、道路管理者及びその施設管理者に報告し、今後の対応について相談するとともに、損害がある場合には、損害賠償を行う等、誠実に対応すること。